

外国人患者受入れの 拠点的な医療機関の 選定について（案）

大阪府健康医療部保健医療室

大阪府来阪外国人患者受入れ体制整備検討庁内P T

平成31年3月25日

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

都道府県に依頼する文面(案)は以下のとおり (赤字は今回追記したところ)

都道府県におかれては、同時に提供するデータを参考にしながら、以下の(1)または(2)に相当する医療機関を選出していただきたい。

(1) 都道府県単位の「重症例¹⁾を受入可能な医療機関」

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ② 言語対応: 多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

(2) 2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」

- ① 対象となる医療圏: **全ての医療圏。**

特に、以下のア～エに該当する医療圏からの選出は、速やかな選出をお願いしたい。

 - ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏
 - イ 訪日外国人観光客の多い医療圏
 - ウ 在留外国人が多い医療圏
 - エ その他、都道府県が指定する医療圏
- ② 診療時間: 特に制限を設けない
- ③ 診療科: 特に制限を設けない
- ④ 言語対応: 多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

都道府県は、選出した医療機関の受入患者数や重症度等を適宜把握し、地域において求められる外国人患者への医療提供体制の整備に活用すること。

1) 入院を要する救急医療

厚生労働省第2回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会資料
平成31年(2019年)年1月25日

都道府県の規模・外国人患者受入数の状況によって、拠点医療機関の選定に求められる基準が異なる。
厚生労働省の基準をベースに各都道府県の実情に照らした選定基準が求められる。

大阪府の拠点医療機関＝「重症例を受入可能な医療機関」選定の考え方

■厚生労働省の示す選定要件

都道府県単位の「重症例(＝入院を要する救急医療)を受入可能な医療機関」

- ①都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ②言語対応:多言語での対応が可能であること※言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする※医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

■府の考え方

拠点医療機関の『拠点』として担う役割

- ・重症な外国人患者の受入
- ・外国人患者受入れの実績、ノウハウ、環境整備について府内医療機関を牽引



拠点医療機関の選定要件:重症例を受け入れ可能な二次以上の救急医療機関^{※1}
かつJMIP認証を受けた病院

※大阪府「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における三次告示医療機関、及び二次告示医療機関のうち重症初期対応医療機関・重症小児対応医療機関・特定機能対応医療機関

※2今後、外国人医療対策会議等の意見を踏まえながら拠点医療機関数、選定要件を検討

実態調査における地域別の外国人患者受入割合を考慮し、大阪府内を北部(豊能・三島・北河内)・南部(南河内・堺市・泉州)・中央部(大阪市・中河内)と3区分の上、北部1カ所、南部2カ所、中央部2カ所を選定。→5カ所の拠点医療機関を選定

大阪市内では、現状JMIP認証病院がないため、大阪市内で2カ所JMIP認証取得を支援 3

大阪府の地域拠点医療機関＝「軽症例を受入可能な医療機関」選定の考え方

■厚生労働省の示す選定要件

2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」

- ①対象となる医療圏:全ての医療圏。
- ②診療時間:特に制限を設けない
- ③診療科:特に制限を設けない
- ④言語対応:多言語での対応が可能であること

※言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする

※医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

■府の考え方

地域拠点医療機関の『地域の拠点』として担う役割

- ・外国人の急な病気やケガの際の積極的な受入
- ・地域の拠点機能例:自治体や周辺医療機関に対して地域拠点医療機関であることを周知、
周辺医療機関等から、医療通訳等多言語対応が必要な患者の紹介受入等

地域拠点医療機関の選定要件:

- ①多言語対応が可能であること
- ※言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
※医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

- ②以下のいずれかを満たすこと

- ・平成29年度の外国人患者の診療総数の実績がのべ人数で100人以上
- ・JMIP認証を受けた医療機関
- ・厚生労働省「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」実施医療機関

※今後、外国人医療対策会議等の意見を踏まえながら地域拠点医療機関数、選定要件を検討

外国人受入れ拠点医療機関スキーム図

■大阪府外国人患者受入拠点医療機関の設置

重症例を受け入れ可能な二次以上の救急医療機関
であってJMIP認証病院。

2020年までに5か所の選定を目指す。

■大阪府外国人患者受入地域拠点医療機関の設置

2次医療圏毎に1か所以上を選出。以下の要件を想定

①多言語対応が可能であること

②以下のいずれかを満たすこと

・平成29年度の外国人患者の診療総数の実績がのべ人数で100人以上

・JMIP認証を受けた医療機関

・厚生労働省「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」実施医療機関

■救急告示医療機関等、府内医療機関

観光庁が選定している訪日外国人患者受入医療機関を引き続き募集※平成30年現在府下57医療機関が選定。

大阪府外国人患者受入
拠点医療機関(仮称)
5医療機関

大阪府外国人患者
受入地域拠点医療機関
(仮称)

15医療機関

救急告示病院等
府内医療機関

【外国人患者受入医療機関向け支援策】

- ・多言語医療通訳コールセンター(24時間)
:救急告示病院等
- ・ワンストップトラブル相談窓口
:救急告示病院等

【拠点医療機関向け支援策】

- ・ワンストップトラブル相談窓口の設置

【2か所追加選定支援策】

- 大阪市内の医療機関
- ・JMIP認証取得支援補助
- ・環境整備充実支援補助

【地域拠点医療機関向け支援策】

- ・環境整備充実支援補助
- ・ワンストップトラブル相談窓口の設置